

お知らせ

地震ハザードマップを改訂しました

市では、地震ハザードマップを改訂し、自治会を通じて配布しています。また建築課窓口でも配布しています。いざという時のために備えておきましょう。



☎ 建築課 (8階)

☎ 1588 FAX 1606

在宅寝たきり者等歯科保健事業のご案内

市では、茂原市長生郡歯科医師会の協力により、寝たきりや体が不自由で外出できず、歯科健診を受ける機会に恵まれない方に、在宅訪問歯科事業を行っています。

在宅訪問歯科指導を行うことにより、口腔内の衛生状態を改善し、口腔機能の維持・回復や全身的な機能の向上を図ることが期待できます。

◆対象者

① 65歳以上の寝たきりの方
② 障害などにより外出困難な方
※①・②とも介護保険法による歯科部門の居宅療養管理

◆内容

① 口腔内清掃および義歯清掃などの歯科保健指導
② 歯周疾患、う蝕などに対する応急処置
③ 往診歯科医療の必要性の把握 (市内の協力歯科医師が訪問します)

◆実施制限

1年に1回限りで自己負担はありません。なお、以後の治療が必要な場合は保険診療となります。

☎ 保健センター

☎ (25) 1725 FAX (25) 1865

自治会等での側溝清掃

市では、自治会等の側溝清掃で集積した土砂の回収を行っています。土砂とゴミ (草・枝・空きビン・空き缶など) は分けて回収しますので、分別をお願いします。

また、側溝の蓋上げ機の貸し出しを行っていますので、利用する場合は、土砂の回収依頼と併せてご連絡ください。

☎ 土木管理課 (7階)

☎ 1537 FAX 1605

雨水貯留槽または雨水浸透枳設置工事に補助金交付

市では、水害対策のための雨水流出抑制と雨水資源の有効活用を図ることを目的として、雨水貯留槽または雨水浸透枳の設置 (設置基準有) を行った建築物またはその敷地の所有者や占有者に対して、補助金の交付をしています。

雨水貯留槽に溜まった水は災害時の断水対策用または散水用や洗浄水としても利用できますが、大雨の予想される場合には排水してカラにしてください。また、大雨時や河川水位の高い時は、浴槽の水を流さないようにするとさらなる水害対策となります。

☎ 土木管理課 (7階)

☎ (20) 1537 FAX (20) 1605

はり・きゅう・マッサージ等利用の助成について

市では、末しよう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ方に、はり・きゅう・マッサージ等の利用の助成を行っています。

◆助成要件

末しよう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ満

40歳以上75歳未満で茂原市国民健康保険に加入している方。ただし、申請時に納付期限が到来している国民健康保険税を完納している世帯の方。

◆助成額

施術1回につき800円

◆助成方法

施術所の利用券を交付します (1日1枚、月4枚、年間24枚まで利用可能)。

◆申請方法

国民健康保険証を持参し、国民年金課または本納支所で申請してください。

※対象施術所は国民年金課へお問い合わせ
お問いか合わせ
いただくか、同課ウェブページをご覧ください



☎ 国民年金課 (2階)

☎ 1503 FAX 1600

柔道整復師が行う施術内容の調査にご協力ください

整骨院や接骨院での柔道整復師が行う施術で保険適用となるものは、外傷性が明らかかな骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷です。不適切な保険適用により医療費が増え続ける

と、国民健康保険税の負担も大きくなっていきます。

市では、医療費を適正に保つため、整骨院や接骨院で施術を受けた方に負傷部位、負傷した状況、受診日数、一部負担金の支払額等の施術内容について、文書による照会を行っています。

日頃から受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合は必ずご自身でご記入の上、回答にご協力をお願いします。



☎ 国民年金課 (2階)

☎ 1503 FAX 1600

長南聖苑売店の廃止のお知らせ

長南聖苑内の売店「やすらぎ」は、4月1日から廃止となりました。

生花の注文、骨壺等の葬祭関連用品の購入については、依頼先の葬祭業者にご相談ください。

☎ 長南聖苑

☎ (46) 3525